

福島県児童虐待事例検証報告書概要（令和2年3月） （事例1の要点）

〈事案の概要と経過〉

母は、平成29年2月24日、女兒（以下「本児」という。）を出産したが、健診において本児の体重の増え方が少ない旨を指摘されたことや、本児が睡眠中に原因不明のうなり声を上げることに悩むようになり、本児を育てていくことに不安を募らせた。

そうした中、同年3月15日午前2時頃、C村の母方実家において、母は本児のうなり声で目を覚まし、布団を被ったり耳をふさいだりして我慢していたが、同日午前3時頃、うなり声を止めるために本児を殺害することを思いつき、本児（生後19日）の鼻口部を右手で塞ぎ、窒息により死亡させた。

母は同年3月16日に殺人の疑いで逮捕、その後起訴され、平成29年12月14日に懲役2年6ヶ月の判決を受けた。精神鑑定の結果では、母が事件当時うつ病であったとは診断できないが、事件後の状況はうつ病と診断されると指摘された。

〈今後の対応に関する提言〉

項目	提言
① 妊娠・出産期における支援者による保護者の養育能力等の適切なアセスメント及び必要な支援機関へのつなぎ	<p>（母子手帳取得時の専門職による適切なアセスメントの実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子手帳取得時に専門職（保健師等）による面接の実施、質問票の活用等により要支援者を漏れなく把握する。 初回面接時に担当者を明確に伝え、その後の相談につなげやすくする。
	<p>（妊娠期からの支援の実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠期から専門職による支援を行うことにより、産後の支援につなげる。 本事例のように、明確なリスクのない世帯においても養育上の課題が発生する可能性を踏まえ対応する。
	<p>（スクリーニングツールの活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての妊婦に対して一定のスクリーニングツールを利用することがリスクを把握するために有効であることから、「育児支援チェックリスト」「エジンバラ産後うつ病自己評価票」「赤ちゃんへの気持ちシート」等を活用して節目ごとに状況を把握する。 リスクアセスメントは、養育者が養育上の悩みを自身から打ち明けられない可能性があることを前提に対応を行う。
	<p>（医療機関から市町村への適切な情報提供）</p> <ul style="list-style-type: none"> 養育者の抱えるリスクが明らかになった場合は、市町村等適切な支援機関に情報提供を行った上で、各機関が連携して、育児への支援を行う体制をとる。 本事例を踏まえ、何らかのリスクが確認された場合には些細なことでも市町村に情報提供し、支援を行う体制を整える。
	<p>（医療機関における組織的なアセスメント）</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関において、医師だけでなく、看護師、助産師、保健師、事務職員等が気付いた受診者の情報を共有し、組織的なリスクアセスメントを行う体制を整える。
② 妊産婦のメンタルヘルスについての保護者、家族、支援者への広報・啓発	<p>（妊産婦のメンタルヘルスについての家族に対する教育・啓発）</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊産婦のメンタルヘルスについて、母親だけでなく、家族（配偶者、親族等）に対しても教育・啓発を行い、母親自身が相談しづらい場合は家族が関係機関に相談し、適切な支援が行えるよう働きかけを行う。
	<p>（専門職のメンタルヘルスに係る支援の資質の向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村母子保健担当課、医療機関等において、本事例のように、リスクを明確に把握しにくいケースにおいても重大な結果が生じ得ることを踏まえ、産後うつ等危険信号を見落とさない視点やケースアセスメント等について学ぶことにより、更なる資質の向上を図る。
③ 養育上の困難が生じた場合の相談窓口及び利用できる支援の周知・啓発及び開拓	<p>（相談窓口の周知）</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て世代包括支援センター、児童相談所等の養育上の困難が生じた場合の相談窓口について、広く広報・啓発を行う。 特に子育て世代包括支援センターが、妊娠期・出産期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する機関であることを広く周知する。また、子育て世代包括支援センターが妊娠・出産・子育てに関するワンストップ機関として適切に相談に応じていくため、運営の質の向上を図る。
	<p>（自宅での養育の継続が困難になった場合に活用できる資源の周知・啓発及び開拓）</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援に至らない中で養育上の困難さが重なり、自宅での養育の継続が困難になった場合に利用出来るサービスとして、産後ケア事業、乳児院によるショートステイ、一時保護、里親委託等があること及びその具体的な利用方法等について広く周知・啓発を行う。
	<p>（養育者に関わる全ての者に対しての資源・サービスの広報・啓発）</p> <p>産前産後に利用出来る資源・サービスについて、主な養育者（父母等）だけでなくその家族、同僚、友人等、養育者に関わる人間を対象に広報啓発を行う。</p>
	<p>（SNSを利用した相談窓口の設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分から相談窓口相談しづらい人に向けて、SNSを利用した相談窓口の設置に向けて検討を行う。
④ 産後の母親を支える養育環境の整備	<p>（父親が育児休暇を取得しやすい制度の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> 産後の母親を身体面・心理面で支えるため、父親の育児休暇の取得を促すことが必要であり、全ての父親が産後3ヶ月程度育児休暇が取得出来るような制度等を整備する。
	<p>（父親が担うべき役割の周知）</p> <ul style="list-style-type: none"> 父親に対して、育児休暇を取得するメリットが、産後、身体的に万全でない中で昼夜問わず授乳等を行う母親を父親がサポートしやすくなること、父親が母親の不調等に気づき、必要なケアにつなげる対応が行いやすくなることであり、こうした役割を担うことが必要であることを周知する。